

令和5年5月1日

福生市新型インフルエンザ等対策本部本部長

福生市長 加藤 育 男

福生市新型インフルエンザ等対策本部の廃止等について

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部及び東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止となることから、同日付けで福生市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を廃止するとともに、「福生市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び新型コロナウイルスによる感染症に対する対策方針について」（令和2年3月16日決定）その他の市対策本部で決定した方針等を同日付けで廃止する。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種については、国が示すガイドライン、方針等に基づき、継続するものとする。